


# 行方不明が心配な認知症の方へ

## 高齢者保護情報共有サービス事業（どこシル伝言板）

### 1 「高齢者保護情報共有サービス事業」とは

認知機能の低下により行方不明となった方の身元確認や家族への引渡しを円滑に行うためのサービスです。行方不明となる可能性のある方の衣服や杖などの所持品にQRコードが印刷されたラベル・シールを貼付します。行方不明となった際に発見者がQRコードを読み取ることで、インターネット上の伝言板（どこシル伝言板）を用いて、自らの個人情報を開示せずに、対象となる方の安否情報等を共有することができます。

<p>ラベル・シール見本</p> 	<p>※サイズ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐洗ラベル 2.4cm×5.0cm</li><li>・蓄光シール 2.4cm×4.5cm (保護シール使用時は3.4cm×5.5cm)</li></ul>
--	--

#### (1) 事業の流れ

<事前準備>

対象となる方の衣服や杖・シルバーカー等の所持品にラベル・シールを貼付します。

<対象となる方の行方不明事案が発生した場合>

- ① 発見者が、対象となる方にお声かけします。
- ② 発見者が、対象となる方のラベル・シールに印刷されているQRコードを読み取ります。
- ③ 事前に登録されたご家族等にQRコードが読み取られた旨の通知メールが送信されます。
- ④ 発見者と対象となる方のご家族等の間で、インターネット上の伝言板を用いて、対象となる方の位置や健康状態等の安否情報を共有します。
- ⑤ 対象となる方の身元を確認し、ご家族等が対象となる方を引き取ります。

#### (2) 交付枚数

1人あたり40枚（耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚）

#### (3) 交付費用

無料（初回交付のみ。追加交付を希望の場合は有料）

## 2 対象となる方

市内在住の在宅の高齢者の方（若年性認知症の診断が出ている65歳未満の方を含む）で、認知症等により外出時に見守りが必要な方。

## 3 利用者（申請者）となる方

対象となる方と同居または同様の状況にあり対象となる方を常時介護している方。

※対象となる方の状況によっては、家族以外の方が利用者（申請者）となることも可能です。（例：成年後見人、ケアマネジャー、民生委員など）

## 4 利用までの流れ

利用申請書等（5「申請に必要な書類」参照）を、対象となる方がお住まいの各区高齢障害支援課に提出してください。



各区高齢障害支援課において、書類を審査し、利用の可否を決定します。



利用が決定した方には、ラベル・シール等を交付します。

※対象となる方の情報は、千葉市で登録手続きを行います。

※登録手続き後、登録されたメールアドレスにテストメールを送信します。

迷惑メール対策等を設定されている方は、「@qr-d.jp」からのメールを受信できるように設定をお願いします。

※ラベル・シール等は、対象となる方以外への譲渡や転貸等不正に使用しないでください。

※ラベル・シール等を紛失してしまった場合は、各区高齢障害支援課までご連絡ください。

## 5 申請に必要な書類

(1) 利用申請書（様式第1号）

※家族ではない方が利用者（申請者）となる場合は、あらかじめ対象となる方のご家族等に利用を申請することについて同意を得てください。

(2) 同意書（様式第2号）

(3) 登録シート（様式第3号）

※各様式は各区高齢障害支援課の窓口でお渡ししております。

## 6 その他

(1) 次の場合は、異動届（様式第5号）を各区高齢障害支援課に提出してください。

- ・対象となる方・利用者（申請者）となる方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、提出されている情報に変更が生じた場合。
- ・サービスの利用を終了する場合（6（2）に記載の利用対象外の場合を含む。）。
- ・生計状況に変更がある場合（対象者が入院や療養となる場合など）

(2) 次の場合は、利用対象外となります。

- ・対象となる方が施設等に入所し、在宅でなくなったとき。
- ・対象となる方が長期間（3か月以上）入院または療養し、在宅に戻る見込みが立たないとき。
- ・対象となる方が市外に転出したとき。
- ・対象となる方がお亡くなりになったとき。
- ・利用者（申請者）となる方が「3 利用者（申請者）となる方」の要件に該当しなくなったとき。
- ・虚偽その他不正な手段で利用していることが認められたとき。

認知症になっても安心して外出できるまちを目指して



# どこシル伝言板<sup>®</sup> をご存じですか？

## 認知症の方へ シールを 配付しています

認知症等で見守りが  
必要な方へ、QRコード  
ラベル・シールを配付  
しています(登録が必要  
です)。



QRコードの  
読み取りで  
ご家族へ  
通知が届きます！



千葉市



AA0000

原寸大

QRコードを読み  
取って説明動画を  
見てみましょう！

(注)

実際のシールについている  
QRコードはどこシル伝言板  
の画面に繋がります

# シールに気づいたら、お声かけを

- ①ご本人の正面から優しく声をかける (例：何か困りごとはありませんか？)
- ②スマートフォンでQRコードを読み取る
- ③表示されたご本人情報を確認
- ④可能であれば伝言板に現在地などを入力

※スマートフォンを持っていない、個人での対応が難しい場合は、警察にご連絡ください。  
※発見者の個人情報は使われません。

お問い合わせ

各保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎043-221-2150

花見川 ☎043-275-6425

稲毛 ☎043-284-6141

若葉 ☎043-233-8558

緑 ☎043-292-8138

美浜 ☎043-270-3505

地域包括ケア推進課 ☎043-245-5267

共創未来

# “発見～保護～ご帰宅”まで 安心、安全、迅速に

大変！おばあちゃんが  
いなくなった！

何かお困りの様子…  
衣服のQRコードに  
アクセスしてみよう

発見

洋服等に専用の  
QRコードラベルを  
貼付けておく

伝言板に  
アクセス  
発見者

この画面は保護者と  
発見者のみが見ることが出来ます

自動メール受信

おばあちゃんが  
みつかった！

ご家族

24時間 365日  
素早く連絡が取れる！

## シールを身に着けた方をお見かけの際は

このような箇所に貼付

救急搬送時に  
読み取りやすい  
右上腕部

キーホルダー

交通系ICカード

※定期入れ等の上から  
貼付してください

杖

バッグ(内側)

財布(内側)

スマートフォンを  
持っていない場合や  
QRコードの読み取りが  
うまくいかない場合などは

シールに記載されている  
登録番号を警察や  
市役所にお伝えください

警察や市役所までご連絡  
いただけるだけで助かります

スマートフォンを  
持っている場合

QRコードを  
読み取ってください

ご家族に  
自動で通知  
されます

ご家族と  
伝言板で  
やりとりが  
できます

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です